

## 令和4年度第3回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	6番	春摘	要	7番	長石憲太郎
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂富雄
	10番	植木	克茂	11番	前川義
		12番	細山	周一	13番

憲  
志

4. 欠席委員（なし）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書  
について

第3 議案第1号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後1時30分 )

事務局長

ただ今から、令和4年度第3回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは開会にあたりまして小林会長に挨拶を願います。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、令和4年度第3回の農業委員会総会を開催しましたところ、皆さんご多用のところ出席いただきありがとうございます。

さて、毎月のように申し上げておりますけれども、新型コロナウイルスの見通しが付かない状況で、割と小康状態になりかけておりますけれども、組織運営始め、経済や暮らしに大変大きな影響を与えております。

また、新型コロナウイルスのワクチンの接種が、5月25日から4回目の接種開始をやるんだと国の発表がありました。鳥取県における感染者数は昨日が27名、トータルで15,574名ということであります。一日も早い終息を期待するところでもあります。

さて、地域の農地利用の将来図を描く人・農地プランと言いますか、地域計画でありますけれども、これを法定化すると。農地関連法案が5月20日に参議院本会議で可決成立しました。この地域計画は、農地一筆毎に将来の利用者を特定した目標地図を柱とし、市町村に策定を求めているという状況であります。担い手不足を踏まえ、認定農業者だけではない多様な経営を将来の農地利用者として位置付ける必要があるとの意見を改めて出たということでもあり、また、従来の担い手の農地利用に支障がないよう計画策定の指標が必要とするなどの声が上がったと、こういうことでもあります。19日の関係法案が委員会で可決されたときに、2030年、414万ヘクタール、これを維持するとした食料農業農村基本計画によって、農地確保、担保するよう求められた付帯決議をなされたようでもあります。

また、円相場が20年ぶりに円安だと、こういうふうに新聞等々で申しておりますけど、農業経営に欠かせない原油であるとかあるいは肥料、飼料などの資材高騰に拍車をかけておるといのが、農業現場において一層の負担が懸念されるところであります。

日本は食料の約60パーセント余り、これカロリーベースでありますけど、輸入に依存しております。新型コロナ禍やウクライナ侵攻により、またそれに合わせまして円安と、こういうような状況の中、混乱が広がっておりますということでもあります。

高騰する輸入食品から国産へと切り替える流れを作らなければならないと思いますけれども、課題といたしまして、農家の高齢化あるいは担い手不足で生産基盤が弱体化、それにより農畜産物の供給力が弱まったのが原因ではないかと、こういう環境を受け止めておるところでもあります。

そこで、いまこそ食料安全保障の確立し、海外依存から脱却するという足下を固めて、食料を国策としてどう位置付けるか、政府の本気度が問われる

	<p>時期になったのではないかなど、こういうふうに思うところでもあります。</p> <p>また、5月31日の全国農業委員会代表者集会についての報告でありますけれども、「人と農地対策により、持続可能な農業・農村を作るために」をスローガンに大会が開催されました。鳥取県においても東部1名、中部1名、西部2名、事務局を含め7名で全国大会に参加させていただきました。</p> <p>また、本県選出の国会議員にそれぞれ要請活動をさせていただきました。</p> <p>一つは、食料農業農村基本法の検証であります。やはり見直しをしていかなければならぬだろうなど。その見直しには、肥料・飼料等の安定確保対策の構築が必要ではなかろうかという要請であります。</p> <p>もう一点は、地域計画の推進のため、農業委員会の体制強化。これにつきましては委員が手当をいただいておりますけれども、本当にこの手当で十分活動が出来るのかどうか。</p> <p>また、もう一点は各農業委員会の事務局に人手が足りないと。各事務局に責任を持たせていただきながら、予算的な措置の対策を講じていただきたいということが一点であります。</p> <p>また、農地取得の下限面積。これにつきましても、このまま行きますと歯止めが掛からない、こういうことがございますので、これに対する歯止め対策を講じていただきたいということも要請したわけであります。</p> <p>また、国家戦略特区。養父市ですか、ここが国家戦略特区ということで、色々それなりの取組をやってこられ、ところが実質やられたのが、竹中委員が評論家としての扱いのように見られますけれども、そのものが本当に現場の実態に則した取り組みをやられたかどうか。これが十分検討される必要があるのではないかとということで、今後これに対しても、このものは進めていただかないようにという要請をしたところでもあります。</p> <p>尚、本日の農業委員会におきましては、報告案件と農地利用集積計画書の審議案件、総会後の合同農地パトロールを実施する予定をしておりますので、議事進行につきましては協力していただきまして、本日の総会がスムーズに行くようよろしくお願いいたします、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、10番 植木克茂委員、11番 前川義憲委員にお願いいたします。</p> <p>議案の審議に入る前に、議案書の2ページにあります報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」ですが、6月9日付けで申請者から取下げの申出があったため、昨日受付致しましたので本件は取下げとなりました。ご承知おき下さいますようお願い致します。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用です。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、1件提出がありました。</p> <p>なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページとなります。</p> <p>5月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で、2,967㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名です。期間としては、全て10年以上となります。</p> <p>それでは、4ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第3回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後1時45分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年6月10日

智頭町農業委員会会長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 植 木 克 茂

智頭町農業委員会委員 前 川 義 憲